



令和6年度 第56回

# 社会保険労務士試験 解答・解説

※以下の解答はユーキャンの作成によるものです。試験センター発表のものではありません。

## 選択式 解答一覧

### 【問1】労働基準法及び労働安全衛生法

A	⑩	児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで
B	⑨	指揮命令下
C	⑬	自由な意思に基づく
D	⑱	フォークリフト
E	⑰	遅滞なく

根拠条文/A：法56条1項、B：最判平12.3.9三菱重工長崎造船所事件、C：最判昭48.1.19シンガー・ソーイング・メシオン事件、D：令13条3項8号、15条1項1号、E：則97条1項

### 【問2】労働者災害補償保険法

A	⑤	8
B	②	5
C	⑰	月の翌月
D	⑩	自己
E	⑳	被扶養利益の喪失

根拠条文/A：則14条3項2号、B：則14条3項3号、C：法9条1項、D：法11条1項、E：最判平27.3.4フォーカスシステムズ事件

### 【問3】雇用保険法

A	②	一般被保険者又は高年齢被保険者であるとき
B	②	2
C	③	28
D	④	120
E	③	雇用保険法の適用除外

根拠条文/A：法61条の7第1項、61条の8第1項、B：法61条の8第2項1号、C：法61条の8第2項2号、D：法24条の2第3項2号、E：法6条1号・3号、行政手引20352

### 【問4】労務管理その他の労働に関する一般常識

A	⑭	拘束時間、休息期間
B	③	45.8%
C	⑪	規範
D	⑨	著しく不合理である
E	⑧	1年

根拠条文/A：令和5年版厚生労働白書177頁、令4基発1223第3号等、B：令和5年版厚生労働白書216頁、C・D：最判平8.3.26朝日火災海上保険（高田）事件、E：均等法9条4項

【問5】社会保険に関する一般常識

A	⑧	100%
B	②	18.9
C	⑱	社会保障及び国民保健の向上
D	⑫	共同連帯
E	⑲	費用負担

根拠条文／A：2022（令和4）年国民生活基礎調査の概況、B：令和3年度介護保険事業状況報告（年報）、C：国保法1条、D・E：高確法1条

【問6】健康保険法

A	⑤	患者に対する情報提供を前提として
B	⑩	資格を取得した日の前日まで引き続き1年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）
C	⑮	被扶養者
D	③	家族訪問看護療養費
E	④	家族療養費

根拠条文／A：平18保医発0313003号、令2保医発0305第5号、B：法104条、106条、C・D：法111条1項、E：法111条2項

【問7】厚生年金保険法

A	⑰	費用
B	②	150万円
C	⑫	脱退一時金
D	⑭	当該初診日から起算して5年
E	⑨	乙のみが行うことができる

根拠条文／A：法80条2項、B：法24条の4第1項、C：法41条1項、法附則29条9項、令14条、D：法58条1項2号、E：法52条2項・7項

【問8】国民年金法

A	③	市町村（特別区を含む。）
B	⑨	適正かつ確実に実施する
C	⑫	納付受託者
D	②	婚姻をしていない
E	⑯	配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

根拠条文／A：法92条の3第1項3号、B：法92条の3第1項2号、C：法92条の4第1項、D：法37条の2第1項2号、E：法52条の3第1項

# 択一式 解答一覧

## ■労働基準法及び労働安全衛生法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	C	E	A	C	D	A	B	D	C

## ■雇用保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	B	D	C※2	E	A	E	C	D	D

## ■健康保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	E	B	E	B	E	D	D	B	C	D

## ■国民年金法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	C	C	A	B	D	E	D	B	D	E

## ■労働者災害補償保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	D	C	D	E	C※1	B	E	B	D

## ■労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	A	B	E	C	E	D	B	B	C

## ■厚生年金保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	C	B	D	C	C	A	D	C	E	D



※1 労働者災害補償保険法【問6】

→設問の不備により、「C・D」の複数正答となる可能性がある。

※2 雇用保険法【問4】

→正答が「D」又は「正答なし」などとなる可能性もある。

★上記の詳細は、後記「解答・解説」の内容を確認してください。

■ 労働基準法及び労働安全衛生法 ■

【問1】 解答 D

- A × コメントール上 70 頁。「人たるに値する生活」とは、一般の社会通念によって決まるものであるとされ、「その時その国において相当と認められる生活程度」というのも、その趣旨とされている。設問にある「賃金の最低額を保障することによる最低限度の生活」をいうのではない。
- B × 最判 昭 48.12.12 三菱樹脂事件。特定の信条を有することを、雇入れを拒む理由として定めることは、法 3 条の規定に違反しない。最高裁判所は、「労働基準法 3 条は労働者の信条によって賃金その他の労働条件につき差別することを禁じているが、これは、雇入れ後における労働条件についての制限であって、雇入れそのものを制約する規定ではない。」と判示した。
- C × 昭 22.9.13 発基 17 号、平 24 基発 1220 第 4 号。法 4 条違反となる。男女間で異なる昇格基準を定めていることにより男女間で賃金格差が生じている場合は、法 4 条に違反する。
- D ○ 昭 61.6.6 基発 333 号。設問のとおり。
- E × 昭 22.9.13 発基 17 号。「賃金」とみなされる。労働者に支給される物又は利益にして、①所定の貨幣賃金の代わりに支給するもの、即ち、その支給により貨幣賃金の減額を伴うもの、②労働契約において、あらかじめ貨幣賃金のほかにその支給が約束されているものは、労働基準法上の「賃金」とみなされる（設問は、このうちの①に該当する。）。なお、これらに該当するものであっても、代金を徴収するもの（その代金が甚だしく低額なものを除く。）又は労働者の厚生福利施設とみなされるものは、「賃金」とはみなされない。

【問2】 解答 C

- ア ○ 昭 22.9.13 発基 17 号。設問のとおり。
  - イ × 法 10 条、11 条。「使用者」の定義が誤り。労働基準上の「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。なお、「賃金」の定義については正しい。
  - ウ ○ コメントール上 214 頁。設問のとおり。
- 以上から、組合せとして正しいものは、C（ア○ イ× ウ○）である。

【問3】 解答 E

- A ○ 有期労働契約基準（平 15 厚労告 357 号）2 条。設問のとおり。
- B ○ 則 5 条 1 項 1 号の 3、平 11.1.29 基発 45 号、令 5 基発 1012 第 2 号。設問のとおり。
- C ○ 昭 22.9.13 発基 17 号、コメントール上 250 頁。設問のとおり。
- D ○ 法 18 条 4 項。設問のとおり。

- E × 法 23 条 1 項、昭 26.12.27 基取 5483 号、コンメンタール上 350 頁。設問の場合であっても、7 日以内に賃金を支払う必要がある。なお、あらかじめ就業規則等で定められた支払時期（期日）に支払えば足りるものとされているのは、退職手当に限られている。

【問4】 解答 A

- A × 則 7 条の 2 第 1 項 3 号イ。設問中に 3 箇所ある「500 万円」の部分が誤りであり、正しくは「100 万円」である。
- B ○ 則 7 条の 2 第 1 項 3 号ロ。設問のとおり。
- C ○ 則 7 条の 2 第 1 項 3 号ハ。設問のとおり。
- D ○ 則 7 条の 2 第 1 項 3 号ニ。設問のとおり。
- E ○ 則 7 条の 2 第 1 項 3 号ヘ。設問のとおり。

【問5】 解答 C

- ア × 法 32 条の 2 第 1 項。「必ず就業規則を作成し」という部分が誤り。1 ヶ月単位の変形労働時間制は、労使協定の定めにより採用することもできる。また、常時 10 人未満の労働者を使用する使用者については、法律上は「就業規則」ではなく、「就業規則に準ずるもの」により採用することができることとされている。
- イ ○ 法 33 条 1 項、コンメンタール上 485 頁。災害その他避けることのできない事由に該当する場合（非常災害時）であっても、法 34 条の休憩時間の付与は必要である。
- ウ × 平 16 基発 0305001 号、テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン。設問の要件さえ満たせばよいわけではない。テレワークにおいては、次の①②をいずれも満たす場合に、事業場外労働のみなし労働時間制を適用することができることとされている。設問は、このうち②が不足している。
- ①情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと
- ②随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないこと
- エ ○ 法 38 条の 3 第 1 項 6 号、則 24 条の 2 の 2 第 3 項 1 号。設問のとおり。
- オ ○ 平 31 基発 0325 第 1 号。設問のとおり。
- 以上から、正しいものは三つであるため、正解は C である。

【問6】 解答 D

- A × 法 39 条 1 項・3 項、則 24 条の 3 第 1 項。設問の者は、週所定労働日数が「5 日」であるため、比例付与の対象とならない。したがって、設問の場合に付与される年次有給休暇の日数は、原則どおりの「10 労働日」となる。なお、比例付与の対象となるのは、次の①②のいずれにも該当する労働者である（設問の者は、①に該当しない。）。
- ①週所定労働日数が 4 日以下（週以外の期間によって所定労働日数が定められている場合は、年間所定労働日数が 216 日以下）
- ②週所定労働時間が 30 時間未満

- B × 法 39 条 1 項・3 項、則 24 条の 3 第 1 項。設問の者は、週所定労働時間が「32 時間」であるため、比例付与の対象とならない（解説 A の②に該当しない。）。したがって、設問の場合に付与される年次有給休暇の日数は、原則どおりの「10 労働日」となる。
- C × 則 24 条の 5 第 1 項、平 30 基発 0907 第 1 号。令和 7 年「9 月 30 日」ではなく、「3 月 31 日」である。設問の場合には、法定の基準日（令和 6 年 10 月 1 日）より前の日であって、10 労働日以上年次有給休暇を与えることとした日（第 1 基準日＝令和 6 年 4 月 1 日）から 1 年以内の期間、つまり、令和 7 年 3 月 31 日までに、使用者は、その時季を定めることにより、5 日の年次有給休暇を与えなければならない。
- D ○ 平 30 基発 1228 第 15 号。設問のとおり。
- E × 法 39 条 10 項、昭 23.7.31 基収 2675 号。設問のうち「生理日の就業が著しく困難な女性が同法第 68 条の規定によって就業しなかった期間」（生理休暇の期間）は、出勤したものとはみなされない。なお、設問のうち、産前産後休業の期間は、年次有給休暇の出勤率の算定において、出勤したものとはみなされる。

【問7】 解答 A

- A × 昭 25.2.20 基収 276 号。「有効」とされている。設問のような就業規則であっても、その効力発生についての他の要件（届出・意見聴取・周知）を具備する限り、有効とされている。なお、設問のような就業規則を作成し、届け出ても、使用者の法 89 条違反（作成義務違反）の責任は免れない。
- B ○ 法 95 条 1 項、コンメンタール下 1042 頁。設問のとおり。
- C ○ 昭 63.3.14 基発 150 号。設問のとおり。
- D ○ 平 3.12.20 基発 712 号。設問のとおり。
- E ○ 昭 23.12.25 基収 4281 号。設問のとおり。

【問8】 解答 B

- A ○ 法 11 条 1 項、12 条 1 項、令 3 条、4 条。安全管理者及び衛生管理者の選任義務がある事業場の規模（常時使用する労働者数。以下同じ。）の要件は、「50 人以上」である。また、設問の本社の業種は、「その他の業種」に該当するが、「その他の業種」において安全管理者の選任義務はない。したがって、設問の本社（その他の業種・規模 30 人）には、安全管理者及び衛生管理者の選任義務はない。
- B × 法 10 条 1 項、令 2 条。総括安全衛生管理者の選任義務はない。設問の本社の業種は、「その他の業種」に該当する。「その他の業種」において総括安全衛生管理者の選任義務がある事業場の規模の要件は、「1,000 人以上」である。したがって、設問の本社（その他の業種・規模 30 人）には、総括安全衛生管理者の選任義務はない。
- C ○ 法 11 条 1 項、12 条 1 項、令 3 条、4 条、則 7 条 1 項 4 号。設問の第 1 工場（製造業・規模 300 人）及び第 2 工場（製造業・規模 80 人）には、安全管理者及び衛生管理者の選任義務がある（解説 A 参照）。また、規模が「200 人を超え 500 人以下」である第 1 工場には、衛生管理者を 2 人以上選任しなければならない。
- D ○ 法 14 条、令 6 条 7 号、則別表第 1、昭 48.3.19 基発 145 号。動力により駆動されるプレス機械を 5 台以上有する事業場において行う当該機械による作業については、

当該作業の区分に応じて（交替制作業では、各直ごとに）、プレス機械作業主任者の選任義務がある。したがって、設問の第1工場及び第2工場には、それぞれの工場に、かつ1直2直それぞれにプレス機械作業主任者の選任義務がある。

- E ○ 法12条の2、則12条の2、昭47.9.18基発602号。設問の営業所の業種は、「その他の業種」に該当する。「その他の業種」で規模が「10人以上50人未満」である事業場においては、衛生推進者の選任義務がある。したがって、設問の営業所（規模12人（短時間労働者を含む。））には、衛生推進者の選任義務がある。

【問9】 解答 D

- A ○ 法66条の8第1項、則52条の2第1項。設問のとおり。  
B ○ 法66条の8の2第1項、則52条の7の2第1項。設問のとおり。  
C ○ 法66条の8の3、平31基発0329第2号。設問のとおり。  
D × 平18基発0224003号、平31基発0329第2号。設問は、後半が誤り。設問のうち、法66条の8の2により行われる医師による面接指導とは、「研究開発業務従事者」に対する面接指導のことである。研究開発業務従事者に対する面接指導に要した時間は、労働時間と解されるので、その時間に係る賃金については、当然、事業者が支払う必要がある。なお、法66条の8により行われる（原則の）面接指導に関しては、設問のとおりである。  
E ○ 平18基発0224003号。設問のとおり。

【問10】 解答 C

- A × 法88条1項。「14日前」ではなく、「30日前」である。  
B × 法88条2項。「都道府県労働局長」ではなく、「厚生労働大臣」である。  
C ○ 法88条3項。設問のとおり。  
D × 法88条1項、則85条、クレーン則3条1項、5条、44条。計画の届出が必要とされるクレーンは、特定機械等に該当するものに限られている。したがって、クレーンのうち、つり上げ荷重が「1トン未満」のものではなく、「3トン未満（スタッカ一式クレーンにあっては、1トン未満）」のものが除かれる。  
E × 法88条1項、則85条、則別表第7。設問は、後半が誤り。圧力能力が5トン未満のものを除くとする定めはない。

## ■ 労働者災害補償保険法（労働保険徴収法を含む。） ■

### 【問1】 解答 A

- A 含まれない 昭48.11.22基発644号。設問の行為は、「ささいな行為」であり、逸脱・中断に該当しない。したがって、逸脱・中断の例外である「日常生活上必要な行為」に含まれない。
- B 含まれる 昭48.11.22基発644号。
- C 含まれる 昭48.11.22基発644号。
- D 含まれる 昭48.11.22基発644号。
- E 含まれる 則8条5号。

### 【問2】 解答 D

- A × 昭49.6.19基収1739号。通勤災害と「認められる」ため、誤りである。
- B × 昭49.3.4基収289号。通勤災害と「認められる」ため、誤りである。
- C × 昭52.12.23基収981号。通勤災害と「認められる」ため、誤りである。
- D ○ 昭49.4.9基収314号。設問のとおり。事業主の支配管理下において発生した災害であり、通勤災害とは認められない。
- E × 昭50.6.9基収4039号。通勤災害とは「認められない」ため、誤りである。

### 【問3】 解答 C

- ア × 令5基発0901第2号。設問のうち、「頭部外傷等の器質性脳疾患に付随する精神障害」（器質性のもの）及び「アルコールや薬物等による精神障害」（有害物質に起因するもの）は、対象疾病に含まれない。
  - イ ○ 令5基発0901第2号。設問のとおり。
  - ウ × 令5基発0901第2号。設問の場合には、悪化した部分について業務起因性が認められる。
  - エ ○ 令5基発0901第2号。設問のとおり。
  - オ ○ 令5基発0901第2号。設問のとおり。
- 以上から、正しいものは三つであるため、正解はCである。

### 【問4】 解答 D

- A ○ 令3基管発0318第1号。設問のとおり。
- B ○ 令3基管発0318第1号。設問のとおり。
- C ○ 令2基発0821第2号。設問のとおり。
- D × 令2基発0821第2号。『遅発性疾患の診断が確定した日』から3か月前の日を始期として、『当該診断が確定した日』までの期間中に」とする記述が誤りである。正しくは、『災害発生事業場を離職した日』から3か月前の日を始期として、『災害発生事業場における離職日』までの期間中に」とである。つまり、災害発生事業場を離職した日を基準に、平均賃金相当額を算定する。
- E ○ 法8条3項、令2法附則6条2項。設問のとおり。



【問5】 解答 E

- ア ○ 法 16 条の 4 第 1 項 1 号。設問のとおり。
- イ ○ 法 16 条の 4 第 1 項 2 号。設問のとおり。
- ウ ○ 法 16 条の 4 第 1 項 3 号。設問のとおり。
- エ ○ 法 16 条の 4 第 1 項 5 号。設問のとおり。
- オ ○ 法 16 条の 4 第 1 項 5 号。設問のとおり。

以上から、正しいものは五つであるため、正解は E である。

※なお、設問エ・オについては、「労働者の死亡の時から引き続き厚生労働省令で定める障害の状態にあるとき」であれば、遺族補償年金の受給権は「消滅しない」こととなるが、問題文に「労働者の死亡の時から引き続き厚生労働省令で定める障害の状態にあるとき」という条件が明記されていないため、この条件を考慮しない原則どおりの取扱いにより、遺族補償年金の受給権は「消滅する」（正しい設問）と判断して、E を正解としている。

【問6】 解答 C（※「C・D」の複数正答となる可能性が高い）

- A ○ 昭 52.3.30 基発 192 号。設問のとおり。
- B ○ 昭 52.3.30 基発 192 号。設問のとおり。
- C × 昭 52.3.30 基発 192 号。「わが国の労災保険給付との間の調整は行う必要がない」とされている。出題者の意図する正解は、この設問（C）であると考えられる。
- D ○ 昭 52.3.30 基発 192 号、平 3.2.1 基発 75 号。海外派遣者の特別加入制度に係る基本通達（昭 52.3.30 基発 192 号）によれば、設問のとおりとなる。ただし、この基本通達は、別の通達（平 3.2.1 基発 75 号）によって改正されており、海外派遣労働者として特別加入している者に係る業務上外の認定基準について、「赴任途上及び帰任途上の災害については、保険給付は行われぬ」という部分は廃止されている。したがって、問題文の不備により、この設問（D）についても「誤り」となる可能性が高い。
- E ○ 昭 52.3.30 基発 192 号。設問のとおり。

【問7】 解答 B

- ア ○ 法 12 条の 2 の 2 第 2 項。設問のとおり。
- イ × 法 16 条の 9 第 1 項。「労働者を重大な過失により死亡させた遺族補償給付の受給資格者」ではなく、「労働者を故意に死亡させた者」である。
- ウ ○ 法 14 条の 2、則 12 条の 4 第 1 号。設問のとおり。
- エ × 法 12 条の 5 第 1 項。消滅しない。保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない。
- オ × 法 12 条の 3 第 1 項。「当該労働者を使用する事業主」ではなく、「当該労働者（偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者）」から徴収することができる。

以上から、正しいものの組合せは、B（アとウ）である。

【問8】 解答 E

- A ○ 法 8 条 1 項、則 7 条、コンメンタール 186～187 頁。設問のとおり。

- B ○ 法8条、コンメンタール187頁。設問のとおり。
- C ○ 則8条、則様式第4号。設問のとおり。
- D ○ 則8条、則様式第4号、昭47.11.24労徴発41号。設問のとおり。
- E × 則6条1項、9条。「概算保険料が160万円以上『、かつ、』請負金額が1億8,000万円以上」ではなく、「概算保険料が160万円以上『又は』請負金額が1億8,000万円以上」である。

【問9】 解答 B

- A ○ 法21条の2第1項、則38条の4。設問のとおり。
- B × 法21条の2第1項、則38条の4。「納入告知書」によって行われる納付については認められない。口座振替による納付制度は、「納付書」によって行われる納付のみが対象とされている。
- C ○ 則38条の2。設問のとおり。
- D ○ 則38条1項・2項。設問のとおり。
- E ○ 則38条の3。設問のとおり。

【問10】 解答 D

- A ○ 則73条。設問のとおり。
- B ○ 法42条、則74条。設問のとおり。
- C ○ 昭55.9.25労徴発49号、コンメンタール605頁。設問のとおり。
- D × 昭55.9.25労徴発49号、コンメンタール605頁。「提出された日」ではなく、「提出された日の翌日」である。
- E ○ 法41条2項、コンメンタール608頁。設問のとおり。

## ■ 雇用保険法（労働保険徴収法を含む。） ■

### 【問1】 解答 A

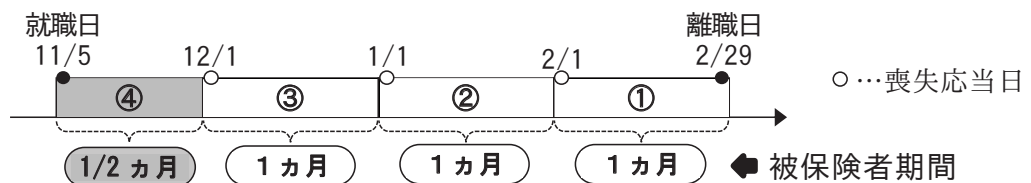
- A × 行政手引 20351。株式会社の代表取締役が被保険者となることはない。
- B ○ 行政手引 20352。設問のとおり。
- C ○ 行政手引 20352。設問のとおり。
- D ○ 行政手引 20351。設問のとおり。
- E ○ 行政手引 20303。設問のとおり。

### 【問2】 解答 B

A～E 法 13 条 1 項・2 項、14 条 1 項。設問では、「被保険者期間の計算」が事例で問われている。基本手当の受給資格に係る原則的な算定対象期間は、「離職の日以前 2 年間（又は 1 年間）」である。設問の X については、「欠勤がなかった」ことから、雇用期間中に傷病等により引き続き 30 日以上賃金の支払いを受けることができなかった期間が存在しないため、「算定対象期間の延長」が認められる期間はない。また、Z 社を「令和 6 年 2 月 29 日」に離職していることから、Z 社離職時における算定対象期間は、最長でも「令和 4 年 3 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日（2 年間）」となる。

一方、Y 社での雇用期間は、「令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 7 月 31 日」であり、上記の算定対象期間（2 年間）に含まれていないため、Z 社離職時における被保険者期間の計算において考慮する必要がない。したがって、Z 社離職時における被保険者期間は、「Z 社での雇用期間」のみに基づいて計算することとなる。

#### 【Z 社での雇用期間に基づく被保険者期間の計算】



Z 社での雇用期間を、離職の日からさかのぼって 1 カ月ごとに区切ると上図①～④のとおりとなる。設問では、賃金支払基礎日数は特に明示されていないが、「休日が 1 週当たり 2 日」（週 5 日勤務）であり、「欠勤がなかった」ことから、①～④のいずれの期間も賃金支払基礎日数は少なくとも 11 日以上となる。

したがって、①～③の期間は、それぞれ「被保険者期間 1 カ月」としてカウントされる。1 カ月未満の端数期間である④の期間については、その期間が 15 日以上（暦日で 26 日）であるため、「被保険者期間 2 分の 1 カ月」としてカウントされる。

以上から、X の Z 社離職時における基本手当の受給資格要件としての被保険者期間として正しいものは、選択肢 B の「3 と 2 分の 1 か月」となる。

### 【問3】 解答 D

- A ○ 法 37 条 9 項。設問のとおり。

- B ○ 法 37 条 4 項。設問のとおり。
- C ○ 則 63 条 1 項。設問のとおり。
- D × 法 37 条 8 項。支給されない。傷病の認定を受けた受給資格者が、当該認定を受けた日について、健康保険法の規定による傷病手当金の支給を受けることができる場合には、傷病手当は支給されない。
- E ○ 法 37 条 3 項。設問のとおり。

【問4】 解答 C（※正答が「D」や「正答なし」などとなる可能性もある）

- A ○ 則 7 条 1 項・3 項。設問のとおり。
- B ○ 則 19 条 1 項。設問のとおり。
- C × 則 7 条 1 項 2 号、行政手引 21452。条文（則 7 条 1 項 2 号）では、設問の場合において、資格喪失届に添えなければならない書類は、①離職証明書、②賃金台帳その他の離職の日前の賃金の額を証明することができる書類、③則 36 条各号に掲げる理由（設問では「退職勧奨」）により離職したことを証明する書類とされている。設問では、このうちの②の書類に関する記載が抜けている（条文の記載と異なる）ため、「誤り」と判断した（また、実務上は、退職勧奨の場合には、③の書類の添付がなくとも受理することができるとする取扱いもある。）。ただし、明確に「誤り」と判断するには、疑義が残る設問である。
- D ○ 行政手引 50206、雇用保険に係る不服申立て及び訴訟に関する業務取扱要領。基本手当の受給資格が認められなかったこと（受給資格否認の決定）は、「基本手当を支給しない」旨の処分と解されており、雇用保険審査官に対する審査請求の対象となる処分に該当する。また、設問の直接的な根拠となる通達（行政手引 50206）においては、「就職状態にある者が離職票を提出した場合には、当該就職状態が継続する限り、基本手当の支給は行えない旨を説明し、離職票に「就職状態」と記載し、処分年月日等を朱書し、本人に返付する。また、この場合、将来において失業状態となったときは、その者の受給期間内であれば、再度出頭して受給資格の決定を受け基本手当を支給できること等を説明し、不服がある場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。」ものとされている。ただし、設問は、通達とは明らかに表現が異なるため（通達では「未支給給付請求者を除く。」といった記載がないなど）、明確に「正しい」と判断するには、疑義が残る設問である。
- E ○ 則 19 条 4 項。設問のとおり。

【問5】 解答 E

- ア × 昭 32.3.31 審査決定 昭 32 第 1 号等、コンメンタール 559 頁。通常、基本手当の受給資格者が自己の労働による収入（内職収入）の額を届け出ないことは、不正の行為に該当するが、基本手当の減額の対象とならない額の届出については、これを届け出なくても不正の行為であるとして取り扱うことはできないとされている。
- イ × 法 10 条の 4 第 1 項。「3 倍」ではなく、「2 倍」である。
- ウ × 法 10 条の 4 第 1 項、コンメンタール 390 頁。「過去適法に受給した基本手当の額を含めた」という部分が誤り。返還することを命じ得る失業等給付（設問では基本手

当)は、偽りその他不正の行為によって支給を受けた失業等給付の全部又は一部であるため、不正受給者が適法に受給した失業等給付には及ばない(つまり、過去適法に受給したものは含まれない。)。なお、単なる過誤支払をした失業等給付もこれに含まれない。

エ ○ 則 120 条の 2 第 1 項。設問のとおり。

オ ○ 法 34 条 1 項。設問のとおり。

以上から、正しいものの組合せは、E (エとオ) である。

#### 【問6】 解答 A

A ○ 法 61 条 6 項。設問のとおり。

B × 法 61 条の 2 第 4 項。設問の場合は、高年齢再就職給付金を受けることはできない。設問の就業促進手当は、「安定した職業に就いた者」であって、基本手当の支給残日数が「所定給付日数の 3 分の 1 以上であるもの」に対して支給されるものであることから「再就職手当」のことである。高年齢再就職給付金の支給を受けることができる者が、同一の就職につき再就職手当の支給を受けることができる場合において、その者が①再就職手当の支給を受けたときは高年齢再就職給付金を支給せず、②高年齢再就職給付金の支給を受けたときは再就職手当を支給しない(設問は①に該当する。)

C × 法 61 条の 2 第 3 項。「100 分の 85」ではなく、「100 分の 61」である。高年齢再就職給付金の額に係る給付率が最大の「100 分の 15」となるのは、再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額に 30 を乗じて得た額の「100 分の 61」に相当する額未満であるときである。

D × 法 61 条 1 項 2 号、行政手引 59141。設問後半の「変更後の支給限度額は当該変更から 3 か月間、変更前の支給限度額の額とみなされる」といった取扱いはない。支給限度額の自動変更による改定日は毎年 8 月 1 日であり、変更後の支給限度額は、8 月以後の雇用月(支給対象月)から(直ちに)適用される。そして、支給対象月に支払われた賃金額が変更後の支給限度額以上となった場合には、当該支給対象月について、高年齢雇用継続基本給付金は支給されない。

E × 法 61 条 2 項、行政手引 59013。支給されるとは限らない。高年齢雇用継続基本給付金は、その月(暦月)の初日から末日まで引き続いて、育児休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限り、支給される。つまり、初日から末日まで引き続いて当該休業を取得した月については、高年齢雇用継続基本給付金は支給されない。

#### 【問7】 解答 E

A ○ 則 102 条の 3 第 1 項 2 号イ(4)。設問のとおり。

B ○ 則 102 条の 3 第 5 項。設問のとおり。

C ○ 則 102 条の 3 第 7 項。設問のとおり。

D ○ 則 102 条の 3 第 1 項 4 号イ。設問のとおり。

E × 則 102 条の 3 第 1 項 2 号イ(1)(i)。「3 年間」ではなく、「1 年間」である。

【問8】 解答 C

- A × 法4条。労働保険の保険関係は、「適用事業に該当するに至った日」に成立する。保険関係成立届を提出することによって成立するのではない。
- B × 法39条1項、則70条1号。設問の「都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業」は二元適用事業であり、労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして労働保険徴収法を適用する。
- C ○ 法4条の2第2項、則5条1項1号・2項。設問のとおり。
- D × 法附則4条。「厚生労働大臣の認可があった日」ではなく、「厚生労働大臣の認可があった日の翌日」に保険関係が消滅する。
- E × 法5条、法附則4条1項。「その日」ではなく、「その翌日」に保険関係が消滅する。

【問9】 解答 D

- A ○ 則42条2項・5項。設問のとおり。
- B ○ 則42条6項。設問のとおり。
- C ○ 則42条8項。設問のとおり。
- D × 則54条、55条、則様式第15号、コンメンタール473頁。「印紙保険料納付状況報告書」と併せて「印紙保険料納付計器使用状況報告書」を提出することによって報告しなければならない。
- E ○ 則52条1項・2項。設問のとおり。

【問10】 解答 D

- A × 法19条1項、則1条3項。「同年5月10日まで」ではなく、「同年5月20日まで」である。継続事業について、保険年度の中途に保険関係が消滅した場合は、保険関係が消滅した日（設問の場合は、事業が廃止された日の翌日である4月1日）から50日以内（当日起算＝5月20日まで）に確定保険料申告書を提出しなければならない。
- B × 法19条2項、則1条3項。「同年5月10日まで」ではなく、「同年5月20日まで」である。有期事業の保険関係が消滅した場合は、保険関係が消滅した日（設問の場合は、事業が終了した日の翌日である4月1日）から50日以内（当日起算＝5月20日まで）に確定保険料申告書を提出しなければならない。
- C × 則34条。「7月1日まで」ではなく、「7月10日まで」（6月1日から起算して40日以内）である。
- D ○ 法19条1項、昭24.10.5基災収5178号。設問のとおり。
- E × 法21条3項、則26条。「事業主が通知を受けた日から起算して30日を経過した日」ではなく、「通知を発する日から起算して30日を経過した日」である。

## ■ 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識 ■

### 【問1】 解答 D

- A ○ 厚生労働省「令和4年労働安全衛生調査（実態調査）（事業所調査）」参照。設問のとおり。
- B ○ 厚生労働省「令和4年労働安全衛生調査（実態調査）（事業所調査）」参照。設問のとおり。
- C ○ 厚生労働省「令和4年労働安全衛生調査（実態調査）（事業所調査）」参照。設問のとおり。
- D × 厚生労働省「令和4年労働安全衛生調査（実態調査）（事業所調査）」参照。設問は、後半の記述が誤りである。困難や課題と感じている内容（複数回答）をみると、「代替要員の確保」（77.2%）が最も多く、次いで「上司や同僚の負担」（51.2%）となっている。
- E ○ 厚生労働省「令和4年労働安全衛生調査（実態調査）（事業所調査）」参照。設問のとおり。

### 【問2】 解答 A

- A × 厚生労働省「令和4年労使間の交渉等に関する実態調査」参照。正社員以外の労働者に関して使用者側と話し合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」（66.2%）が最も高く、次いで「同一労働同一賃金に関する事項」（55.2%）、「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」（38.7%）の順となっている。
- B ○ 厚生労働省「令和4年労使間の交渉等に関する実態調査」参照。設問のとおり。
- C ○ 厚生労働省「令和4年労使間の交渉等に関する実態調査」参照。設問のとおり。
- D ○ 厚生労働省「令和4年労使間の交渉等に関する実態調査」参照。設問のとおり。
- E ○ 厚生労働省「令和4年労使間の交渉等に関する実態調査」参照。設問のとおり。

### 【問3】 解答 B

- A × 平24基発0810第2号。ここでいう合意の要素は、「労働者が使用者に使用されて労働すること」及び「使用者がこれに対して賃金を支払うこと」であり、「詳細に定められた労働条件」は、当該合意の要素ではない。したがって、労働条件を詳細に定めていなかった場合であっても、労働契約そのものは成立し得る。
- B ○ 平24基発0810第2号。設問のとおり。
- C × 平24基発0810第2号。設問は、後半の記述が誤りである。労働契約法10条本文の合理性判断に際しては、就業規則の変更に係る諸事情が総合的に考慮されることから、使用者による労働基準法89条及び90条（就業規則の作成・届出、過半数労働組合等からの意見聴取）の遵守の状況は、合理性判断に際して考慮され得る。
- D × 平24基発0810第2号。「広い」ではなく、「狭い」である。労働契約法17条1項（有期労働契約の契約期間中の解雇）の「やむを得ない事由」があると認められる場合は、同法16条に定めるいわゆる解雇権濫用法理における「客観的に合理的な理由

を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」以外の場合よりも「狭い」と解される。

- E × 労契法 18 条 1 項。設問は、使用者が期間の定めのない労働契約の申込みをしたものとみなすとしている点が誤りである。労働契約法 18 条 1 項（無期労働契約への転換）においては、通算契約期間（同一の利用者との間で締結された 2 以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。）の契約期間を通算した期間をいう。）が 5 年を超える労働者が、当該利用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをした場合に、使用者は当該申込みを承諾したものとみなすこととされている。

【問4】 解答 E

- ア ○ 職安法 5 条の 4 第 2 項。設問のとおり。  
イ ○ 最賃法 8 条。設問のとおり。  
ウ ○ 平 27 厚労告 116 号。設問のとおり。  
エ × 労働施策総合推進法 9 条。「労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）及び昇進」ではなく、「労働者の募集及び採用」である。  
オ × 平 30 厚労告 430 号。設問の例は、パートタイム・有期雇用労働法上「問題となる」。以上から、誤っているものの組合せは、E（エとオ）である。

【問5】 解答 C

- A ○ 昭 57.1.29 庁保発 2 号。設問のとおり。  
B ○ 社労士則 16 条の 3。設問のとおり。  
C × 社労士法 14 条の 2、26 条 1 項、27 条、コンメンタール 227 頁。設問の場合には、社会保険労務士法 26 条（名称の使用制限）違反にもなる。  
D ○ 社労士法 14 条の 6 第 2 項、14 条の 8 第 1 項。設問のとおり。  
E ○ 社労士法 20 条、25 条の 20。設問のとおり。

【問6】 解答 E

- A × 確給法 77 条 1 項・2 項。基金の分割は、実施事業所の一部について行うことはできない。  
B × 確給法 78 条 1 項。「事業主の過半数の同意」ではなく、「事業主の全部の同意」である。  
C × 確給法 85 条 1 項。「3 分の 2 以上」ではなく、「4 分の 3 以上」である。  
D × 確給法 89 条 3 項。事業主は、清算人になることができない。清算人となるのは、①規約型企業年金の場合は「規約で定める者」、②基金型企業年金の場合は「理事（規約に別段の定めがあるとき、又は代議員会において他人を選任したときを除く。）」であるが、事業主その他政令で定める者（解任された当該確定給付企業年金の清算人や事業主である法人の役員）は、その実施する確定給付企業年金の清算人となることができないこととされている。



E ○ 確給法 89 条 6 項。設問のとおり。

【問7】 解答 D

A ○ 確拠法 19 条 3 項。設問のとおり。

B ○ 確拠法 21 条の 2 第 1 項。設問のとおり。

C ○ 確拠法 31 条。設問のとおり。

D × 確拠法 66 条 1 項。「当該個人型年金加入者が指定した運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関」ではなく、「国民年金基金連合会」に届け出なければならない。

E ○ 確拠法 68 条 2 項。設問のとおり。

【問8】 解答 B

A × 国保法 4 条 5 項。「市町村（特別区を含む。）」ではなく、「都道府県」である。

B ○ 国保法 19 条 2 項。設問のとおり。

C × 国保法 32 条の 4。設問中 2 箇所にある「監事」が誤りであり、正しくは「理事」である。

D × 国保法 92 条、93 条 1 項。「保険医又は保険薬剤師を代表する委員」ではなく、「公益を代表する委員」である。

E × 国保法 107 条 2 号。「厚生労働大臣」ではなく、「当該市町村若しくは国保組合又は国民健康保険団体連合会をその区域内に含む都道府県を統括する都道府県知事」に報告しなければならない。

【問9】 解答 B

ア ○ 令和 5 年版厚生労働白書 256 頁。設問のとおり。

イ × 令和 5 年版厚生労働白書 256 頁。「約 8 割」ではなく、「約 6 割」である。

ウ ○ 令和 5 年版厚生労働白書 258 頁。設問のとおり。

エ × 厚生労働省資料（令 6.1.12 発表資料等）、令 6 外務省告示 14 号。「22 か国」ではなく、「23 か国」である。

オ × 厚生労働省資料（令 6.1.12 発表資料等）。英国、韓国、中国及びイタリアとの協定については、「日本と外国の年金制度等に加入し保険料を二重に負担することを防止すること」（二重加入の防止）を主な内容としており、「両国での年金制度の加入期間を通算すること」（通算措置）はその内容に含まれていない。

以上から、正しいものの組合せは、B（アとウ）である。

【問 10】 解答 C

A × 船保法 72 条 1 項、同令 6 条。「6 か月以内」及び「埋葬を行った者に対し、埋葬料として」とある部分が誤りであり、正しくは、「3 か月以内」及び「葬祭を行う者に対し、葬祭料として」である。

B × 国保法 58 条 1 項。「埋葬料」及び「5 万円」とある部分が誤りである。市町村（特別区を含む。）及び国保組合は、国民健康保険の被保険者の死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、「葬祭費の支給又は葬祭の給付」を行うものとされて

いる。また、葬祭費として支給される額は、条例又は規約で定められるため、必ずしも5万円ではない（保険者により異なることがある。）。

- C ○ 健保法 136 条 1 項、同令 35 条。設問のとおり。
- D × 健保法 100 条、同令 35 条。「埋葬料」及び「5万円」とある部分が誤りである。設問の場合には、埋葬を行った者に対し、「埋葬費」として、「5万円の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額」（5万円を上限とする実費）を支給する。
- E × 高確法 86 条 1 項。「埋葬料」及び「5万円」とある部分が誤りである。後期高齢者医療広域連合は、高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療の被保険者の死亡に関しては、条例の定めるところにより、「葬祭費の支給又は葬祭の給付」を行うものとされている。また、葬祭費として支給される額は、条例で定められるため、必ずしも5万円ではない（地方公共団体により異なることがある。）。

## ■ 健康保険法 ■

### 【問1】 解答 E

- A × 法7条の30。評価の結果を公表しなければならないのは、「全国健康保険協会」ではなく、「厚生労働大臣」である。
- B × 法38条7号。「その申し出た日」ではなく、「その申出が受理された日」である。
- C × 平14保発 0424001号。設問の登録型派遣労働者については、その雇用関係が締結されないことが確実になった日又は当該1か月を経過した日のいずれか「早い日」をもって使用関係が終了したものとする。「遅い日」ではない。
- D × 法65条3項1号、平7.12.22保発117号。「2年を経過した期間」ではなく、「相当の期間」である。
- E ○ 法47条2項。設問のとおり。

### 【問2】 解答 B

- A ○ 法3条1項2号・9号、平24法附則46条5項・12項。設問のとおり。
- B × 法73条。厚生労働大臣は、設問の指導をする場合において、「必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする」とされている。「常に厚生労働大臣が指定する診療又は調剤に関する学識経験者を立ち会わせなければならない」のではない。
- C ○ 法151条、152条。設問のとおり。
- D ○ 法7条の29第1項～3項。設問のとおり。
- E ○ 法173条1項。設問のとおり。

### 【問3】 解答 E

- ア ○ 法26条4項、昭25.6.21保文発1420号。設問のとおり。
- イ ○ 法150条5項、出産費貸付金貸付規程2条。設問のとおり。
- ウ ○ 則20条1項。設問のとおり。
- エ × 法附則3条4項。「特例退職被保険者を『含む』」ではなく、「特例退職被保険者『以外の』」全被保険者である。
- オ × 法160条5項。「厚生労働大臣に届け出るものとする」ではなく、「公表するものとする」である。

以上から、誤っているものの組合せは、E（エとオ）である。

### 【問4】 解答 B

- A ○ 法63条2項、昭17.2.27社発206号、昭27.9.29保発56号。設問のとおり。
- B × 平14保発1225001号、平24保発0220第1号。公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査及び支払いに関する事務は、社会保険診療報酬支払基金が取り扱う。この事務を健康保険組合が自ら行うことや、社会保険診療報酬支払基金以外の事業者に委託することはできない。
- C ○ 令30条。設問のとおり。

- D ○ 令 24 条 1 項。設問のとおり。
- E ○ 則 84 条の 2 第 1 項。設問のとおり。

【問5】 解答 E

- A ○ 法 120 条。設問のとおり。
- B ○ 法 150 条の 10 第 1 項、令 44 条の 2 第 1 項。設問のとおり。
- C ○ 法 193 条 1 項、昭 3.12.26 保理 2919 号。設問のとおり。
- D ○ 法 213 条の 2 第 2 号。設問のとおり。
- E × 法 48 条、則 24 条 1 項 9 号。健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者について、「当該健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、被保険者の住所は記載が不要」とする旨の規定は、令和 5 年 12 月 8 日施行の改正により削除された。

【問6】 解答 D

- A × 法 205 条 1 項、則 159 条 1 項 8 号。委任することができない。一般保険料率の変更に係る厚生労働大臣の権限は、原則として、地方厚生局長に委任することができるが、当該変更が「健康保険組合の設立、合併又は分割を伴う場合」には、委任することができない。
- B × 法 7 条の 6 第 2 項、則 2 条の 3 第 1 号。厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。事務所の所在地の変更については、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出ることで足りる。
- C × 法 35 条、昭 3.7.3 保発 480 号。「使用されるに至った日」とは、事実上の使用関係が発生した日である。
- D ○ 昭 50.3.29 保険発 25 号・庁保険発 8 号。設問のとおり。
- E × 法 58 条 1 項、昭 32.9.2 保険発 123 号。後半が誤りである。全部又は一部という意味は、不正行為により受けた分がその一部であることが考えられるので、「不正行為によって受けた分は全て」という趣旨である。

【問7】 解答 D

- A × 法 162 条。「増減」ではなく、「増加」することができる。
- B × 昭 32.9.2 保険発 123 号。行うことはできない。当該健康保険組合の組合員以外の被保険者に対して診療を行うためには、保険医療機関としての指定を受けなければならない。
- C × 法 61 条、昭 2.2.18 保理 719 号。相続権者が請求することはできる。傷病手当金又は療養費等を受ける権利は、公法上の債権であるが金銭債権であり、相続の目的となり得るため、その相続権者が請求権を承継し、受領することができる。
- D ○ 法 63 条 3 項、則 53 条 1 項 3 号。設問のとおり。
- E × 法 53 条、昭 32.2.1 保発 3 号。後半が誤りである。家族療養費の付加給付は、「特定の医療機関を受診した場合に限り認める等、医療機関により差の生ずる給付は廃止しなければならない」とされる。

【問8】 解答 B

- A × 法 181 条 1 項。「督促状の到達の翌日」ではなく、「納期限の翌日」である。
- B ○ 法 101 条、昭 24.3.26 保文発 523 号。設問のとおり。
- C × 法 150 条の 2 第 1 項・3 項。社会保障審議会の「議を経て、承認を得なければならない」ではなく、「意見を聴かなければならない」である。
- D × 法 7 条の 35。設問の基準について、厚生労働大臣の承認を得る必要はない。
- E × 昭 26.5.6 保文発 1443 号。設問後半の修理に要する費用を療養費として支給することは認められていない。

【問9】 解答 C

- ア × 法 68 条。「病院及び病床を有する診療所」は、設問後半の指定の自動更新の対象とはならない。
  - イ ○ 法 65 条 1 項・3 項 1 号、67 条。設問のとおり。
  - ウ × 法 64 条。保険医等の登録について、有効期間は定められていない。したがって、登録の自動更新に係る規定は存在しない。
  - エ ○ 法 89 条 1 項・2 項。設問のとおり。
  - オ ○ 法 92 条 3 項。設問のとおり。
- 以上から、正しいものは三つであるため、正解はCである。

【問 10】 解答 D

- A × 法 102 条 1 項。「被保険者の資格を取得してから 1 年を経過した日」ではなく、「出産の日以前 42 日（多胎妊娠の場合においては、98 日）」からである。
- B × 昭 23.11.17 保文発 781 号。設問の場合、保険事故発生後においても扶養の事実があれば、被扶養者となることができる。
- C × 法 159 条 1 項 1 号。「令和 6 年 1 月分」の保険料は徴収される。育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合、保険料の納付が免除される期間の終期は、その育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までである。したがって、設問の場合において保険料が免除される期間の終期は、令和 5 年 12 月（育児休業終了日の翌日である令和 6 年 1 月 1 日が属する月の前月）となる。
- D ○ 法 3 条 1 項 9 号イ。丙が入社した時の週の所定労働時間は 12 時間（＝3 日×4 時間）であり、適用除外者に該当するが、令和 6 年 4 月 15 日付で週の所定労働時間が 32 時間（＝4 日×8 時間）に変更となったため、4 分の 3 基準を満たし、被保険者の要件に該当することとなる。したがって、同日から被保険者となり被保険者資格取得届の提出が必要である。
- E × 平 24 法附則 46 条 1 項・5 項。「一般の被保険者とは異なる短時間被保険者」ではなく、「一般の被保険者」の資格取得の申出をすることができる。

## ■ 厚生年金保険法 ■

### 【問1】 解答 C

- A × 法 90 条 1 項。「社会保険審査会」ではなく、「社会保険審査官」である。
- B × 法 91 条 1 項。「社会保険審査官」ではなく、「社会保険審査会」である。
- C ○ 法附則 29 条 6 項。設問のとおり。
- D × 法 90 条 1 項。訂正請求に関する処分（訂正しない旨の決定）については、それに不服がある場合であっても、社会保険審査官に対して審査請求をすることができない。
- E × 法 90 条 5 項。不服の理由とすることができない。

### 【問2】 解答 B

- A × 法 78 条の 27、令 3 条の 13 第 2 項。設問の場合には、「第 1 号厚生年金被保険者期間」ではなく、被保険者期間が長い方の「第 2 号厚生年金被保険者期間」に基づく老齢厚生年金に加給年金額が加算される。
- B ○ 法 87 条 1 項 3 号。設問のとおり。
- C × 法 87 条 4 項。「1,000 円未満」ではなく、「100 円未満」である。
- D × 法 86 条 5 項・6 項。「100 分の 5」ではなく、「100 分の 4」である。
- E × 法 100 条の 6 第 2 項。滞納処分等を行う徴収職員は、厚生労働大臣の認可を受けて、日本年金機構の理事長が任命する。厚生労働大臣が任命するのではない。

### 【問3】 解答 D

- A ○ 法 39 条 3 項。設問のとおり。
- B ○ 法附則 4 条の 3 第 1 項。設問のとおり。
- C ○ 則 5 条の 5。設問のとおり。
- D × 法 19 条 2 項。設問の場合の 5 月分は、国民年金の第 1 号被保険者としての被保険者期間に算入し、厚生年金保険の被保険者期間には算入しない。
- E ○ 法 28 条、31 条の 3。設問のとおり。

### 【問4】 解答 C

ア～オ 法 44 条の 3 第 1 項。老齢厚生年金の支給繰下げの申出に係る要件を満たしている者であっても、当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、「他の年金たる給付」の受給権者であったものは、老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができない。障害厚生年金（記述ア）、遺族厚生年金（記述イ）及び遺族基礎年金（記述オ）は、「他の年金たる給付」に該当する。一方、老齢基礎年金（記述ウ）及び障害基礎年金（記述エ）は、「他の年金たる給付」に該当しない。

以上から、老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができないものは三つであるため、正解はCである。

### 【問5】 解答 C

- ア × 法 60 条 1 項、昭 60 法附則 59 条 1 項。死亡した者が短期要件に該当する場合には、

死亡した者の生年月日に応じた給付乗率の引上げは行われぬ。

- イ ○ 法 38 条 1 項・2 項、58 条 1 項 1 号、59 条 1 項。設問のとおり。設問の甲及び乙は、その死亡の当時厚生年金保険の被保険者であるから、所定の要件を満たす遺族に遺族厚生年金が支給される。設問の丙は、甲の死亡の当時 10 歳であり、甲によって生計を維持されていたことから、甲の死亡に基づく遺族厚生年金の受給権を取得する。また、乙の死亡の当時 14 歳又は 15 歳であり、乙によって生計を維持されていたことから、乙の死亡に基づく遺族厚生年金の受給権を取得する。甲の死亡に基づく遺族厚生年金と乙の死亡に基づく遺族厚生年金については、併給の調整が行われるため、丙は、そのどちらかを選択して受給することができる。
- ウ × 法 59 条 1 項 1 号。設問の場合には、母（54 歳）も遺族の要件を満たしていないため、母にも遺族厚生年金の受給権は発生しない。
- エ ○ 法 61 条 1 項。設問のとおり。
- オ × 法 60 条 1 項 1 号。設問の場合において、妻に支給する遺族厚生年金の額の計算の基礎となる「夫の受給していた老齢厚生年金の額」には、繰下げによる加算額を含まない。

以上から、正しいものの組合せは、C（イとエ）である。

【問6】 解答 A

- A ○ 令 4.3.18 事務連絡。設問のとおり。
- B × 則 1 条 1 項・2 項。設問の選択に関する届出は、「被保険者が選択した適用事業所の事業主」ではなく、「被保険者」自身が行う。
- C × 法 43 条 1 項、昭 60 法附則 59 条 1 項、同別表第 7、平 12 法附則 20 条 1 項 2 号。異なる数値が用いられるのは、「昭和 36 年」ではなく、「昭和 21 年」4 月 1 日以前に生まれた者についてである。
- D × 平 23 年発 0323 第 1 号。届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限っては、内縁関係にある者が事実婚関係にある者として認定される。なお、設問中に「実態」とあるのは、「実体」の誤植であると思われる。
- E × 法 36 条 1 項、47 条の 2 第 1 項・3 項。事後重症による障害厚生年金は、請求日の属する月の翌月分から支給される。請求者が障害等級に該当する障害の状態に至ったと推定される日の属する月の翌月まで遡っては支給されない。

【問7】 解答 D

- A ○ 等級区分の改定等に関する政令 1 条。設問のとおり。
- B ○ 法 22 条 1 項 1 号。設問のとおり。
- C ○ 法 82 条 2 項、83 条 1 項、法附則 4 条の 3 第 7 項。設問のとおり。
- D × 法 100 条の 5 第 1 項、令 4 条の 2 の 16 第 1 号、則 99 条。「1 年以上」ではなく、「24 ヶ月以上」である。
- E ○ 法 81 条の 2 の 2。設問のとおり。

【問8】 解答 C

- A ○ 法附則 29 条 3 項・4 項、令 12 条の 2。設問のとおり。
- B ○ 法 62 条 1 項。設問のとおり。
- C × 法 46 条 1 項等。設問の場合においては、加給年金額は支給停止とならない。
- D ○ 法 37 条 4 項、令 3 条の 2。設問のとおり。
- E ○ 平 23 年発 0323 第 1 号。設問のとおり。

【問 9】 解答 E

- A × 法附則 20 条 1 項。特別支給の老齢厚生年金の支給要件のうち「1 年以上の被保険者期間を有すること」については、その者の 2 以上の種別の被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算することができる。
- B × 法 78 条の 26 第 2 項。2 以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金の額は、各種別の被保険者であった期間ごとに平均標準報酬額を算出し、計算する。
- C × 法附則 9 条の 3 第 1 項。設問の者は在職中であり、老齢厚生年金の額の計算に係る特例（いわゆる長期加入者の特例）の適用とはならず、定額部分は加算されない。
- D × 参考：法附則 7 条の 4 第 1 項、11 条の 5 等。65 歳以上の受給権者に支給される老齢厚生年金と雇用保険法の高年齢求職者給付金との調整に関する規定はない。
- E ○ 法 46 条 1 項。設問のとおり。

【問 10】 解答 D

- ア × 法 47 条 1 項。設問の場合には、障害厚生年金の受給権は障害認定日に発生する。
  - イ × 法 55 条 1 項。障害手当金は、初診日から起算して 5 年を経過する日までの間にまだその傷病が治っておらず治療中の場合には、支給されない。
  - ウ ○ 法 38 条の 2 第 1 項。設問のとおり。
  - エ × 法 58 条 1 項 4 号、60 条 1 項 1 号。設問の甲の死亡は長期要件（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上である者の死亡）に該当するため、いわゆる 300 月みなしは適用されない。したがって、設問の場合に支給される遺族厚生年金の額は、厚生年金保険の被保険者期間を 60 月（5 年）として計算した額となる。
  - オ ○ 法附則 30 条。設問のとおり。
- 以上から、正しいものの組合せは、D（ウとオ）である。



## ■ 国民年金法 ■

### 【問1】 解答 C

- A ○ 法 88 条の 2。設問のとおり。
- B ○ 法 90 条の 3 第 1 項。設問のとおり。
- C × 令 7 条。保険料の前納は、「月を単位として」ではなく、「6 ヶ月又は年を単位として」行う。また、厚生労働大臣が定める期間のすべての保険料をまとめて前納する場合においては、6 ヶ月又は年を単位として行うことを「要しない」。
- D ○ 法 94 条の 3 第 1 項。設問のとおり。
- E ○ 法 3 条 2 項。設問のとおり。

### 【問2】 解答 C

- ア ○ 法 30 条。設問のとおり。
- イ × 法 36 条の 3 第 1 項。「全部又は 3 分の 1」ではなく、「全部又は 2 分の 1」である。なお、設問で取り上げている「国民年金法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金」とは、いわゆる 20 歳前の傷病による障害基礎年金のことである。
- ウ ○ 法 30 条 1 項ただし書き、昭 60 法附則 20 条 1 項。障害基礎年金の保険料納付要件についてである。なお、設問は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があることを前提としているが、当該被保険者期間がない場合には、保険料納付要件を問わないため、障害基礎年金を受けることができる者は設問の者に限らないともいえる。このため、設問の記述を明確に「正しい」とすることにはやや疑問が残る。
- エ ○ 法 127 条 2 項。設問のとおり。
- オ × 法 127 条 3 項 1 号。被保険者の資格を喪失した日（当日）に、加入員の資格を喪失する。その翌日に喪失するのではない。

以上から、正しいものの組合せは、C（アとウとエ）である。

### 【問3】 解答 A

- A × 参考：法 101 条の 2。設問のような規定はない。なお、設問の「国民年金法第 101 条第 1 項に規定する処分」とは、二審制の対象となる処分のことである。このうち、①被保険者の資格に関する処分及び②給付に関する処分については、当該処分の取消しの訴えは、当該処分についての「審査請求に対する社会保険審査官の決定」を経た後でなければ、提起することができない。なお、設問中に「裁定」とあるのは、「裁決」の誤植であると思われる。
- B ○ 法 36 条 1 項、41 条 1 項、52 条。設問のとおり。
- C ○ 法 137 条の 15 第 2 項 1 号。設問のとおり。
- D ○ 法 76 条 1 項。設問のとおり。
- E ○ 法 109 条 1 項・2 項。設問のとおり。

### 【問4】 解答 B

- A × 日本年金機構資料「国民年金に係る制度周知」。講習期間中は、国民年金に加入する。なお、実習期間中は、厚生年金保険に加入するが、厚生年金保険の被保険者は国民年金の第2号被保険者であるため、同時に国民年金にも加入することとなる。
- B ○ 法附則5条1項3号。設問の者は、「日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満のもの」として、原則による任意加入被保険者となることができる。
- C × 平24年国発0614第1号・年管管発0614第2号。「住民基本台帳法第30条の46の規定による届出をした年月日」ではなく、「外国人住民となった年月日」に、第1号被保険者の資格を取得する。なお、設問の者は、住民基本台帳法30条の46の規定により、国外から転入をした日から14日以内に、外国人住民となった年月日等の所定の事項を市町村長に届け出なければならないこととされている。
- D × 法7条1項3号、則1条の3第1号。設問の場合は、第3号被保険者の資格を喪失しない。第3号被保険者は、原則として、国内居住要件を満たす必要があるが、海外に居住していても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者は、第3号被保険者と認められる。外国において留学をする学生は、単身か否かにかかわらず、この「厚生労働省令で定める者」に該当するため、設問の者は、引き続き、第3号被保険者となる。
- E × 法9条5号・6号。設問の第3号被保険者は、連動して資格を喪失するのではない。第2号被保険者がその資格を喪失したときは、その配偶者である第3号被保険者は、被扶養配偶者でなくなるため、原則として、「その翌日」に資格を喪失する。また、この者が日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者である場合には、被保険者の資格を喪失せず、第1号被保険者への「種別の変更」の取扱いが行われる。なお、設問の前半部分に、「第2号被保険者は、原則として70歳に到達して厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した時に第2号被保険者の資格を喪失する」とあるが、第2号被保険者は、65歳に到達したとき（又はその後）に老齢給付等の受給権を有している場合には、その時点で資格を喪失する。

【問5】 解答 D

- A × 法88条の2、則73条の7。申出書を提出する必要はない。産前産後期間に係る保険料は、法律上当然に免除される。なお、第1号被保険者は、産前産後期間に係る保険料が免除される場合には、所定の事項を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。この届出（届書の提出）は、出産の予定日の6ヵ月前から行うことができる（期限はない。）。
- B × 令6条の6。定時制及び通信制課程の生徒も、学生納付特例制度を利用することができる。
- C × 平17.10.6法務省矯成7084号。矯正施設の収容者も、保険料免除制度を利用することができる。
- D ○ 法5条1項。設問のとおり。
- E × 平24年管管発0706第1号。設問は、「配偶者と住民票上の住居が異ならなければならない」とする点が誤りである。配偶者と住民票上の住所が同一であっても、（実

際の) 住居が異なっていれば、設問の特例免除の対象となる。

【問6】 解答 E

- A × 法 31 条 1 項、32 条 2 項。設問後半の場合は、当該期間は先発の障害に基づく障害基礎年金が支給される。なお、併合認定された障害基礎年金は、設問のとおり、当該期間、支給停止となる。
- B × 法 34 条 2 項・3 項。設問は、「1 年 6 か月」とある部分が誤りである。設問の改定の請求は、障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金の受給権を取得した日又は厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して「1 年」を経過した日後でなければ行うことができないものとされている。
- C × 法 37 条、37 条の 2 第 1 項 1 号。遺族基礎年金の支給要件として、「障害基礎年金の受給権者が死亡したとき」という事由はない。また、どのような場合であっても、子のいない配偶者に対して、遺族基礎年金が支給されることはない。
- D × 法 37 条 3 号、昭 60 法附則 12 条 1 項。設問中 2 箇所にある「10 年以上」の記述が誤りであり、正しくは「25 年以上」である。
- E ○ 法 37 条 1 号。設問のとおり。

【問7】 解答 D

- ア ○ 法 20 条 1 項、法附則 9 条の 2 の 4。設問のとおり。
  - イ ○ 法 30 条の 4 第 2 項、法附則 9 条の 2 の 3。繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者は、設問の障害基礎年金（20 歳前の傷病による障害基礎年金のうち事後重症に係るもの）の支給を請求することはできない。
  - ウ × 法 30 条の 2 第 1 項、法附則 9 条の 2 の 3。繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者は、設問の障害基礎年金（事後重症による障害基礎年金）の支給を請求することはできない。
  - エ ○ 法 28 条 5 項。設問のとおり。
  - オ × 法 19 条 1 項。設問に掲げる者以外の 3 親等内の親族も、未支給年金を請求することができる。老齢基礎年金の繰下げ待機期間中に死亡した場合の未支給年金の請求権者を、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹に限定する旨の規定はない。
- 以上から、誤っているものの組合せは、D（ウとオ）である。

【問8】 解答 B

- ア ○ 法 4 条の 3 第 1 項。設問のとおり。
- イ × 法 18 条 3 項。設問後半に掲げる年金については、その支払期月でない月に支払われることがある。
- ウ × 法 87 条の 2 第 2 項。付加保険料の納付は、保険料が免除された産前産後期間の各月についても行うことができる。
- エ ○ 法 18 条 1 項・2 項。設問のとおり。
- オ × 法 20 条 2 項・4 項。申請時期は、現況の確認を行う際に限られない。併給の調整に

係る支給停止の解除申請及び当該申請の撤回（年金給付の選択）は、いつでも、行うことができる。

以上から、正しいものは二つであるため、正解はBである。

【問9】 解答 D

- A × 平 16 法附則 23 条 1 項。甲は 65 歳以降国民年金に任意加入する（特例による任意加入被保険者となる）ことはできない。甲の被保険者期間を整理すると、次のとおりである。
- ・ 大学卒業後 7 年間（第 2 号被保険者）…すべて保険料納付済期間である。
  - ・ 結婚してから 15 年間（第 3 号被保険者）…すべて保険料納付済期間である。
  - ・ 45 歳から 20 年間（第 2 号被保険者）…60 歳に達するまでの 15 年間は保険料納付済期間であり、それ以後の 5 年間は合算対象期間である。
- 以上から、保険料納付済期間が 37 年（＝7 年＋15 年＋15 年）であるため、甲は 65 歳に達したときに老齢基礎年金及び老齢厚生年金（老齢給付等）の受給権を取得する。老齢給付等の受給権を有する者は、特例による任意加入被保険者となることができない。
- B × 法 28 条 1 項。65 歳に達した日から 66 歳に達した日までの間において、遺族厚生年金の受給権者となったときは、その支給を受けるか否かにかかわらず、老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることはできない。
- C × 法 87 条 1 項・2 項、93 条 1 項・2 項。設問は後半部分が誤りである。前納すべき額については、控除が適用され、当該期間の各月の保険料の額（設問の「国民年金法第 87 条第 3 項の表に定める額に保険料改定率を乗じて得た額」）から政令で定める額を控除した額とされる。
- D ○ 法 75 条。設問のとおり。
- E × 法 128 条 1 項。死亡に関しては、「年金」ではなく、「一時金」の支給を行う。

【問 10】 解答 E

- A × 法 37 条の 2 第 1 項 1 号。日本国内に住所を有している必要はない。遺族基礎年金の支給を受けることができる遺族について、国内居住要件はない。
- B × 法 41 条 2 項。子の遺族基礎年金は支給停止となり、夫の遺族基礎年金は支給停止とならない。つまり、子が遺族厚生年金を受給し、夫が遺族基礎年金を受給する。
- C × 法 52 条の 2 第 1 項。死亡一時金は支給されない。設問の場合、保険料納付実績月数は「保険料半額免除期間の月数（48 カ月）× 2 分の 1 + 保険料 4 分の 1 免除期間の月数（12 カ月）× 4 分の 3」により 33 カ月であり、36 カ月未満であるため、死亡一時金の支給要件を満たしていない。
- D × 法 30 条の 3 第 1 項・3 項。設問は後半部分が誤りである。基準障害による障害基礎年金の受給権は、請求によって発生するのではなく、併合して初めて障害等級 1 級又は 2 級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときに（法律上当然に）発生する。また、その支給は、請求があった月の「翌月から」開始される。
- E ○ 法 96 条 1 項～3 項。設問のとおり。